

日本学生支援機構奨学金 災害救助法適用地域の世帯の学生に対する 家計急変、緊急・応急採用等の募集

日本学生支援機構では、災害救助法適用地域に居住する世帯で、災害により家計が急変した学生に対して奨学金の申込を受け付けています。

また、災害により居住する住宅に浸水や半壊の被害を受けた場合、JASSO 災害支援金を申請することができます。

災害救助法適用地域の世帯の学生で、支援を希望する方は、早めに窓口まで申し出てください。

【家計急変採用(給付奨学金)】 ※学部生のみ

家計急変の事由	証明書類
D: 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ① 家計急変の事由A～Cのいずれかに該当(日本学生支援機構HP参照) ② 被災により生計維持者の一方(又は両方)が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由発生	罹災証明書

【緊急・応急採用(貸与奨学金)】

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用 (第一種奨学金)	災害救助法適用日以降で 希望する月	修業年限の終了月まで
応急採用 (第二種奨学金)	災害救助法適用日が属する 年度の4月以降で 希望する月	修業年限の終了月まで

【JASSO 災害支援金】

対象者	給付額
自然災害や火災などにより、学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊(半流出・半埋没及び半焼失を含みます)以上の被害を受けたり、床上浸水となったり、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いたりした方	10万円 (同一の災害につき1回限り)

【1年以内の災害救助法適用地域及び適用日】

R6.9.26
追加

災害救助法適用地域	適用日	災害
【石川県】 七尾市、輪島市、珠洲市、 羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町、 鳳珠郡能登町	令和6年 9月21日	低気圧と前線による大雨に伴う 災害
8県189市町村 (神奈川県、静岡県、愛知県、岐阜 県、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児 島県)	令和6年 8月27日～ 8月31日	令和6年台風第10号に伴う災 害
2県23市町村 (秋田県、山形県)	令和6年 7月25日	令和6年7月25日からの大 雨による災害
【島根県】出雲市	令和6年 7月9日	令和6年7月9日からの大 雨による災害
【岐阜県】不破郡関ヶ原町	令和6年 1月24日	令和6年1月23日からの大 雪等による災害
4県47市町村 (新潟県、富山県、石川県、福井 県)	令和6年 1月1日	令和6年能登半島地震
3県13市町村 (福島県、茨城県、千葉県)	令和5年 9月8日	令和5年台風第13号に伴 う災害
1府2県7市町村 (京都府、兵庫県、鳥取県)	令和5年 8月14日 8月15日	令和5年台風第7号に伴 う災害

*上記の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生等並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生等についても、適用地域に準じて取り扱う。

*適用地域の詳細は、日本学生支援機構 HP で確認してください。



日本学生支援機構HP

【受付窓口】

学生生活支援課奨学金担当

TEL: 087-832-1166,1586

MAIL: gakusei-shogakukin-h@kagawa-u.ac.jp